

青森県報

第千百三号

令和八年
八月十二日
(水曜日)

目次

規則

告示

- 青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(健康医療福祉政策課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……三
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(行政経営課) ……三

規則

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十九号

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則

青森県小規模水道規制条例施行規則 (昭和四十八年五月青森県規則第三十六号) の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「年二回」を「年一回」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第四百三十九号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	休 止 日 止

副島歯科医院	弘前市大字稔町八の四	令和 七・二・七
--------	------------	-------------

青森県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 再 月 日 開
副島歯科医院	弘前市大字稔町八の四	令和 八・三・二

青森県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和八年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
ポプラ歯科医院	十和田市西二十二番町二七の一九	令和 八・三・一

青森県告示第四百四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 休 月 日 止
副島歯科医院	弘前市大字稔町八の四	令和 七・二・七

青森県告示第四百四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 再 月 日 開
副島歯科医院	弘前市大字稔町八の四	令和 八・三・二

青森県告示第四百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、例による生活保護法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和八年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
ポプラ歯科医院	十和田市西二十二番町二七の一九	令和八・二・一

青森県告示第四百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和八年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称 所在地		

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県行政情報ネットワーク（単独庁舎）再構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年七月十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
ネットワンシステムズ株式会社

有限会社 ヘルパー システム ワン	弘前市大字取上 五丁目七の四〇	訪問 介護	有限会社 ヘルパー システム ワン	弘前市大字取 上五丁目七の 四〇	令和 八・六・一	令和 八・七・一
社会福祉 法人はく しん会	西津軽郡深浦町 大字岩崎字松原 五七の二	訪問 介護	白寿の郷 ホームヘル スケアシス テムズ	西津軽郡深浦 町大字岩崎字 松原五七の一	八・六・二六	八・七・三

東京都千代田区丸の内二丁目七の二JPタワー
六 契約金額

七千五百九十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭